

●香川県警察本部告示第11号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月30日

香川県警察本部長 永井達也

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規程の一部を改正する規程
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規程（平成12年香川県警察本部告示第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第16号（第9条関係） (1)・(2) 略</p> <p style="text-align: right;">(3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この証書は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律によって、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。</p> <p>2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。 なお、損害賠償を受けた場合は、その限度で年金が支払われないことがあります。</p> <p>3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を給付を実施する者に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。</p> <p>(1) 氏名又は住所に変更があった場合 (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更があった場合 (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更があった場合 (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合</p> <p>ア 年金の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合（子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなった場合を除く。） イ 年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「政令」という。）第9条第1項第4号の国家公安委員会規則で定める障害の状態になった場合又はその状態でなくなった場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。）</p> <p>4 この給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保（株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に供する担保の場合を除く。）に供したりすることはできません。また、差押えを受けることもありません。</p> <p>5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。</p> <p>6 あらかじめ給付を実施する者からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、給付を実施する者に療養若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。</p> </div> <p>(4) 略</p>	<p>別記様式第16号（第9条関係） (1)・(2) 略</p> <p style="text-align: right;">(3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この証書は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律によって、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。</p> <p>2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。 なお、損害賠償を受けた場合は、その限度で年金が支払われないことがあります。</p> <p>3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を給付を実施する者に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。</p> <p>(1) 氏名又は住所に変更があった場合 (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更があった場合 (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更があった場合 (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合</p> <p>ア 年金の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合（子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなった場合を除く。） イ 年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「政令」という。）第9条第1項第4号の国家公安委員会規則で定める障害の状態になった場合又はその状態でなくなった場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。）</p> <p>4 この給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保（国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に供する担保の場合を除く。）に供したりすることはできません。また、差押えを受けることもありません。</p> <p>5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。</p> <p>6 あらかじめ給付を実施する者からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、給付を実施する者に療養若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。</p> </div> <p>(4) 略</p>

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。